独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属

京都看護助産学校学則

（看護学科三年課程）（助産専攻科）

第1章　総　則

（名　　称）
第1条　本学校は、独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校と称する。

（目　　的）
第2条　本学校は、看護師若しくは助産師として必要な知識及び技術を教授し、独立行政法人国立病院機構及び社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（位　　置）
第3条　本学校は、京都府京都市伏見区深草向畑町1番地1に位置する。

（課程、学科及び学生定員）
第4条　本学校の課程、学科、専攻科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名等	学　科　名	修業年限	（1ｸﾗｽ定員） 入学定員	総定員	備考
看護専門課程	看護学科 （三年課程）	3	（　40人　） 80　人	240　人	
助産専攻科		1	（　18人　） 18　人	18　人	適格専攻科
計			98　人	258人	

（修業年限）
第5条　本学校看護学科の修業年限は3年とし、助産専攻科の修業年限は1年とする。

（在学年限）
第6条　看護学科の学生は、6年を超えて在学することができない。
2　助産専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。
3　第12条第1項の規定により転入学した者は、同条第2項に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章　学年、学期及び休業日

（学　　年）
第7条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学　　期）
第8条　学年を次の2学期に分ける。
　第1学期　4月1日から9月30日まで
　第2学期　10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）
第9条　休業日は、次のとおりとする。
　一　日曜日及び土曜日
　二　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
　三　春季休業　　3週間（3月16日～4月5日）
　四　夏季休業　看護学科　　5週間（7月28日～8月31日）
　　助産専攻科　4週間（8月　1日～8月28日）
　五　冬季休業　看護学科　　2週間（12月25日～1月　4日）
　　助産専攻科　3週間（12月25日～1月14日）

※　春・夏・冬季休業については、看護学科は1年を通じて10週程度、助産専攻科は1年を通じて7週程度
2　学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
3　第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。
4　学校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

第3章　入学及び転入学

（入学の時期）
第10条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第11条　看護学科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
三　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有し、文部科学大臣の指定した者
四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
五　文部科学大臣が指定した者
六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
七　本学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者で、18歳に達した者
2　助産専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一　文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
二　厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
三　准看護師の免許を得た後3年以上その業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前2号に規定する学校若しくは養成所において2年以上修業した者
四　外国の看護学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が第1号又は第2号に掲げる者とこれと同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

（転入学）
第12条　次の各号の一に該当する者で、本学校に転入学を志願する者があるときは、学校長は欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
一　看護学科については、他の看護師学校養成所（三年課程）で1年以上履修した者
二　助産専攻科については、他の助産師学校養成所で半年以上履修した者
2　前項の規定により転入学を許可しようとする者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、独立行政法人国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校業務基準（以下「業務基準」という。）第13条に定める学校運営会議（以下「学校運営会議」という。）の議を経て、学校長が決定する。

（入学の出願）
第13条　本学校に入学又は転入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
2　前項に定める入学を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号に掲げる書類とする。
一　入学願書
二　看護学科　学校教育法（第22年法律第26号）第90条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類
ア　高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
イ　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者にあっては、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書、合格成績証明

書又は合格見込成績証明書
ウ　ア又はイ以外の者で、学校教育法第90条に該当する者にあっては、それを証明する書類
助産専攻科　看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

3　第1項に定める転入学を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号に掲げる書類とする。
一　転学許可書（現に他の看護師学校養成所（三年課程）又は助産師学校養成所に在学している者に限る）
二　転入学願書
三　履修証明書

（入学者の選考）
第14条　入学を志願する者に対しては、学力検査及び面接により選考を行う。

（入学等の手続及び許可）
第15条　第12条第 1 項又は前条の選考により合格した者であって入学又は転入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、保証人の誓約書その他所定の書類に入学料を添えて提出しなければならない。ただし、第34条による特例の適用を受けようとする者については、入学料を添えることを要しない。
2　学校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学又は転入学を許可する。

（保 証 人）
第16条　保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任を負うものとする。これについて、保証人は書面により誓約しなければならない。
2　保証人は、身分又は住所に変更があった場合には、直ちにその旨を学校長に届け出なければならない。
3　保証人を変更した場合には、新たに第1項の誓約書を提出しなければならない。

第4章　教育課程

（科目、単位数及び時間数）
第17条　本学校における科目、単位数及び時間数は、看護学科については別表第1、助産専攻科については別表第2のとおりとする。
2　別表第1及び別表第2中、一単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習（臨地実習を含む）及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。

（科目の評価及び単位修得の認定）
第18条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。
2　出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
3　科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
4　病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

（入学前の科目の履修等）
第19条　本学校の入学前に放送大学やその他大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について、申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本学校において履修したものと認定することができる。

2　本学校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定について申請のあった場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、個々の既修の学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本学校において保健師助産師看護師養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野を履修したものと認定することができる。

第5章　休学、復学、退学及び転学

（休　　学）
第20条　学生は、病気のため引き続き3箇月以上就学することができないとき、又はその他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願いを学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。
2　学校長は、病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して学校運営会議の議を経て休学を命ずることができる。
3　休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りでない。
4　休学は、看護学科については通算して3年、助産専攻科については通算して1年を超えることができない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りでない。
5　休学期間は、在学期間に算入しない。

（復　　学）
第21条　休学期間が満了となった学生は、学校長の許可を得て復学するものとする。
2　休学となった学生が休学期間中に休学理由が消滅した場合には、直ちに学校長に申し出なければならない。

（退　　学）
第22条　学生が退学しようとするときは、保証人連署の上理由を記して学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

（転　　学）
第23条　学生が他の看護師学校養成所（三年課程）又は助産師学校養成所に転学を志願しようとするときは、保証人連署の上理由を記して学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

第6章　卒業等

（卒　　業）
第24条　学校長は、第17条に定める科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。
2　学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

（称号の授与）
第25条　学校長は、前条により、本学校看護専門課程 看護学科を修了した者に対して、専門士（看護専門課程）、助産専攻科を修了した者に対して、高度専門士の称号を授与する。

（資格の取得）
第26条　本学校看護専門課程看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられ、助産専攻科を卒業した者には、助産師国家試験の受験資格および受胎調節実地指導員指定申請の資格が与えられる。

第7章　賞　罰

（表　　彰）
第27条　学校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

（懲　　戒）
第28条　本学校の規則若しくは学校長の命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、所定の手続きによって懲戒する。
2　懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
3　停学が引き続き3箇月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

（本学校の命ずる退学）
第29条　学校長は、次の各号の一に該当する者に対して学校運営会議の議を経て、退学を命ずることができる。
一　正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
二　第6条第1項又は第2項に規定する期間を超えた者
三　性行不良で改善の見込がないと認められた者
四　授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者

第8章　健康管理

（健康管理）
第30条　学校長は、学生に対して1年に2回以上の健康診断を実施する。

第9章　入学検定料、入学料及び授業料

（納付義務）
第31条　入学を志願する者は入学検定料を、入学の許可を受けようとする者は入学料を、入学を許可された者は授業料を納めなければならない。

（入学検定料、入学料及び授業料の額）
第32条　入学検定料、入学料及び授業料の額は、学校長が別に定めるところによる。

（授業料の徴収）
第33条　授業料は、次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を徴収する。
第1期（4月から9月までの分）納期4月1日から4月30日まで
第2期（10月から翌年3月までの分）納期10月1日から10月31日まで

（入学料及び授業料の特例）
第34条　学校長は、経済的理由により入学料及び授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に係る入学料及び授業料の特例を定めることができる。

（休学の場合の授業料）
第35条　休学を許可され又は休学を命ぜられた者は、休学期間の授業料は徴収しない。ただし、第1学期又は第2学期の中途で休学若しくは復学した場合について、休学当期若しくは復学当期の授業料は徴収する。

（退学、停学の場合の授業料）
第36条　第1学期又は第2学期の中途で退学を許可され又は退学を命ぜられた場合における当該学期の授業料は徴収する。
2　停学期間中の授業料は徴収する。

（入学検定料、入学料及び授業料の還付）
第37条　既納の入学検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

第38条　第33条、第37条については、大学等における修学支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく、大学等における修学の支援（学資支給金（給付型奨学金）の支給及び授業料等減免）において対象となる者はこの限りではない。

第10章　職員組織及び運営

（職　　員）
第39条　本学校に次の職員を置く。

学 校 長	1名	
副学校長	1名	
事 務 長	1名	
事務長補佐	1名	
教育主事	3名	（うち助産専攻科1名）
実習調整者	2名以上	（うち看護学科教育主事1名が兼務、助産専攻科教員1名）
教　　員	12名以上	（うち助産専攻科2名以上）
教務助手	1名以上	
寄宿舎管理責任者	1名	（副学校長が兼務）
講　　師	20名以上	
実習指導者	若干名	
健康管理医	1名以上	
事務主任	1名以上	
事 務 員	1名以上	

2　職員の職務及び運営については、独立行政法人国立病院機構組織規程及び業務基準の定めるところによる。

（学校長）
第40条　学校長は、独立行政法人国立病院機構 京都医療センター院長をもって充てる。

（事務長）
第41条　事務長は、独立行政法人国立病院機構 京都医療センター事務部長をもって充てる。

第11章　会　議

（運営会議）
第42条　本学校の運営に関する重要事項を協議するため、運営会議をおく。
2　運営会議の組織および運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

第12章　学校評価

第43条　本学校は、その教育の一層の充実を図り、本学校の目的及び社会的使命を達成するため、本学校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5年に一度、外部の識見を有する者による評価を行ない、それを公表する。
2　前項の評価の実施に関し、必要な事項は「専修学校における学校評価ガイドラインに準じて別に定める。

第13章　寄宿舎

第44条　本学校に寄宿舎を置く。
2　寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。
3　入居を許可された者は、別に定めるところにより、寄宿舎料を納入しなければならない。

第14章　弁　償

（弁　　償）
第45条　学校長は、第34条の規定に該当する者で、第22条、第23条又は第29条の規程により、退学若しくは転学する者には、第34条に定める特例により徴収しないこととされた入学料及び授業料を弁償させることができる。

第15章　雑　則

第46条　本学則の他学校の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則この学則は、平成16年4月1日から施行する
附則（平成16年11月30日）この学則は、平成17年4月1日から施行する。
附則（平成17年3月25日）この学則は、平成17年4月1日から施行する。
附則（平成19年3月31日）この学則は、平成19年4月1日から施行する。
附則（平成21年3月31日）この学則は、平成21年4月1日から施行する。
附則（平成22年3月16日）この学則は、平成22年4月1日から施行する。
附則（平成24年3月27日）この学則は、平成24年4月1日から施行する。
附則（平成27年3月17日）この学則は、平成27年4月1日から施行する。
附則（令和　2年3月19日）この学則は、令和2年4月1日から施行する。
附則（令和　2年7月17日）この学則は、令和3年4月1日から施行する。
附則（令和　3年12月24日）この学則は、令和4年4月1日から施行する。
附則（令和　8 年　1月16日）この学則は、令和8年4月1日から施行する。
施行日前に入学した者については、改正前の学則を適応する。
ただし、改正省令の施行の際、国立病院機構附属養成所において、看護師等として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、従前の例によることができる。